

令和7年第3回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和7年3月25日(火)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和7年3月25日 午後2時56分							
閉 会	令和7年3月25日 午後3時50分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	出席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	出席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	出席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			林 信夫 ・ 寺山 佳宏					
議事参与			板倉 秀行 ・ 高萩 祐哉					
書 記								

会議事件名

- 議案第11号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第12号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第13号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第14号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見書の提出について
- 議案第15号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について

顛末

令和7年3月25日
開会 午後2時56分

<p>【議長】</p>	<p>これより、令和7年第3回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>訂正はございません。</p>
<p>【議長】</p>	<p>続きまして、議事録署名人の指名をします。番号3番 林 信夫 委員・番号5番 寺山 佳宏 委員にお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第11号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案について説明します。 議案第11号 農地法第3条の規定に関する件 所有権の移転 6件 25筆 番号13 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は600日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は13,623.91アールで、自宅から申請地までは約1.7キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>

<p>【林 繁雄 農業委員】</p>	<p>番号13について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受けるとの計画です。なお、地目が山林となっておりますが、現況が畑であり、耕作に支障がありません。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【西崎 照男 推進委員】</p>	<p>番号13について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号14と番号15について、関連がありますので、一括して内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号14と番号15 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は310日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は291.70アールで、自宅から申請地までは約1キロメートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>

<p>【寺山 佳宏 農業委員】</p>	<p>番号14と番号15について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【新井 秀樹 推進委員】</p>	<p>番号14と番号15について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号16について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号16 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1250日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は421.83アールで、自宅から申請地までは約1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>

【林 信夫 農業委員】	番号16について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われま すので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細井 悟 推進委員】	番号16について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号17について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号17 受人は稲作を中心とした農業経営を行っており、農地法第2条第3項の要件を満たす農地を所有することのできる行田市の農地所有適格法人です。 農地法第2条第3項の要件とは、具体的には、 1 法人形態要件として、農事組合法人・株式会社・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかであること。 2 事業要件として、法人の主たる事業が農業とその農業に関連する事業であること。 3 議決権要件として、誰でも農地所有適格法人の候補者になれるが、その法人の総議決権又は総社員の過半は、(1) 農地の権利提供者 (2) その法人の農業の常時従事者 (原則として年間150日以上従事) (3) 基幹的な農作業を委託した個人 (4) 地方公共団体、農協、農地中間管理機構等であること。 4 役員要件として、農地所有適格法人の理事等の過半は法人の農業に常時従事 (原則年間150日以上) する構成員であること。その法人の理事等又は法

	<p>人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1人以上の者が法人の農作業に従事（原則年間60日以上）すること。</p> <p>となっております。</p> <p>申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人の構成員すべての農作業従事日数は600日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は4,131.23アールで、会社の事業所から申請地までは約11キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p> <p>【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p> <p>【尾澤 利彦 農業委員】 番号17について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p> <p>【議長】 ありがとうございます。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> <p>【馬場 毅 推進委員】 番号17について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p> <p>【議長】 ありがとうございます。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>【一同】 (質問なし)</p> <p>【議長】 質問がございませんので、次に番号18について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
--	--

<p>【事務局】</p>	<p>番号18 受人は稲作を中心とした農業経営を行っており、農地法第2条第3項の要件を満たす農地を所有することのできる農地所有適格法人です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されており、受人の構成員すべての農作業従事日数は300日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は7,788.17アールで、会社の事業所から申請地までは約7キロメートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【寺山 佳宏 農業委員】</p>	<p>番号18について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【新井 秀樹 推進委員】</p>	<p>番号18について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第11号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第12号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第12号 農地法第4条の規定による転用許可申請 農家住宅（追認） 1件 1筆</p> <p>番号1</p> <p>申請人は現在市内で稲作を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の土地全部事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅（追認）として申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号1について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅（追認）ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

<p>【関塚 正己 推進委員】</p>	<p>番号1について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第12号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第13号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案について説明します。 議案第13号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 4件 5筆 使用貸借権の設定 1件 8筆</p> <p>番号11 受人は、現在市外の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を義父から譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>

【寺山 佳宏 農業委員】	番号11について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 秀樹 推進委員】	番号11について調査してまいりました。申請地には、自己用住宅を建築するという事ですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号12について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号12 受人は、市内で不動産業を営んでいます。鴻巣市内で建売住宅の予定地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、建売住宅4棟を申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【林 信夫 農業委員】	番号12について調査してまいりました。申請地は、相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。建売住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【桐敷 光朗 推進委員】	番号12について調査してまいりました。申請地には、建売住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号13について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号13 受人は、現在市外の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を伯父から譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、許可申請に伴い、分筆した残りの農地については、渡人が引き続き耕作をするとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 信夫】	番号13について調査してまいりました。申請地は、相当数の街区を形成して

<p>農業委員】</p>	<p>いる区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【細井 悟 推進委員】</p>	<p>番号13について調査してまいりました。申請地には、自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号14について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号14 受人は、現在市内にある宗教法人です。今回、現在の駐車場が手狭なため、新たに駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【寺山 佳宏 農業委員】</p>	<p>番号14について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当する</p>

	<p>ことから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【関塚 正己 推進委員】	<p>番号14について調査してまいりました。申請地には、駐車場を設置するということですが、隣接する農地はありません。雨水は敷地内浸透処理とし、生活排水はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号15について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号15 本申請は農地改良のための一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【寺山 佳宏 農業委員】	<p>番号15について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をす</p>

同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、7人の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。

(指名された委員7名の退出)

それでは事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第14号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見書の提出について説明いたします。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について、
〇〇 〇〇 外84名より

賃借権の設定 128件 598筆 513,987㎡

使用貸借権の設定 26件 127筆 89,002㎡

の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。

【議長】

事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】

(質問なし)

【議長】

質問がございませんので、採決を行います。議案第14号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】

(全員挙手)

【議長】

挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第14号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し送付いたします。

(指名された委員7名の入室)

続きまして、議案第15号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

<p>【事務局】</p>	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>まず初めに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進方法を定めた指針を定めるように努めなければならないとされており、鴻巣市農業委員会では平成30年7月25日に策定し、令和6年7月26日に一部改正しました。</p> <p>この指針は、令和15年4月を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものですが、今回、鴻巣市農政課により「地域計画」が策定されることから、関連する部分について文言を追加するため、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を一部改正するものです。一部改正の内容としましては、6ページの第3「地域計画」の目標を達成するための役割を追加するものです。</p> <p>「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）をもとに説明。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきますが、農業委員会が指針を変更しようとするときは、現場で農地等の利用の最適化の推進を行う農地利用最適化推進委員の意見が指針に反映されるようにする必要がありますことから、農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定により、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされております。このため、まず初めに、農地利用最適化推進委員の方から意見を求めます。何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(意見なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>それでは、農業委員の方も含めて、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(意見なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>意見がございませんので、採決を行います。議案第15号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>

<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第15号について原案のとおり承認いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和7年2月11日～令和7年3月10日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">2筆</td> <td style="text-align: right;">497㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td style="text-align: center;">9件</td> <td style="text-align: center;">13筆</td> <td style="text-align: right;">4,648.94㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">2筆</td> <td style="text-align: right;">705㎡</td> </tr> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">5筆</td> <td style="text-align: right;">1,445㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td style="text-align: center;">14件</td> <td style="text-align: center;">22筆</td> <td style="text-align: right;">7,295.94㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p>		2件	2筆	497㎡	所有権の移転	9件	13筆	4,648.94㎡	使用貸借権の設定	2件	2筆	705㎡	賃借権の設定	1件	5筆	1,445㎡	合計届出件数	14件	22筆	7,295.94㎡
	2件	2筆	497㎡																		
所有権の移転	9件	13筆	4,648.94㎡																		
使用貸借権の設定	2件	2筆	705㎡																		
賃借権の設定	1件	5筆	1,445㎡																		
合計届出件数	14件	22筆	7,295.94㎡																		
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>																				
<p>【議長】</p>	<p>続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p>																				
<p>【一同】</p>	<p>(特になし)</p>																				
<p>【議長】</p>	<p>最後に事務局から何かありますか。</p>																				
<p>【事務局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録簿の提出について ・令和7年度の活動記録簿（月報）の配布について ・農振除外審議会について（4月定例会前に開催） ・定例会年間スケジュールの訂正について 																				
<p>【議長】</p>	<p>これを持ちまして、令和7年第3回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和7年4月24日（木）午後2時30分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時50分</p>																				